

「(仮称)川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

1 「女性支援法」の制定について (国資料抜粋)

●女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、家庭関係破綻など複雑・多様化。「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな支援強化が喫緊の課題、「民間団体との協働」等の視点も取り入れた新たな支援の枠組みの構築が必要。

超党派の議員立法により、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立 (令和4年5月25日法律第52号 : R6.4.1施行)



2 女性支援に係る公の主たる機能について

- ◎ 女性相談支援センター ※神奈川県が設置 (必置)
⇒ 相談、一時保護、医学的・心理学的な援助などについて、支援対象者の抱えている課題・背景・心身の状況を適切に把握したうえで支援
- ◎ 女性相談支援員 ※福祉事務所に配置
⇒ 困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を実施
- ◎ **女性自立支援施設** ※神奈川県が設置 (公設民営)
⇒ 支援対象者の意向を踏まえながら、入所・保護、医学的・心理学的な援助、自立の促進のための生活支援の実施、及び退所者への相談対応

3 女性自立支援施設の基準条例の制定について

(1) 基準条例の必要性について

- 地方自治法第252条の19第1項に「指定都市の権能」が規定されており、同規定に基づく地方自治法施行令第174条の30の2「社会福祉事業に関する事務」の規定の中で、**都道府県が処理する社会福祉事業に関する事務が指定都市に適用される**旨の規定がなされている。
⇒ 指定都市の権能として、**女性自立支援施設の設置が可能となるため、当該法律の施行とともに、当該施設の基準条例を制定する必要がある。**
- 現状、**女性支援は神奈川県を中心に県域全体で施策を推進**しているため、引き続き、県及び県内政令市等と連携しながら今後の取組を協議・検討
⇒ 本市の現行計画、当該施設の設置予定は無し

(2) 基準条例の概要について

- ◎ 制定する条例の名称
「(仮称)川崎市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例」
- ◎ 条例制定における基本的な考え方
国の基準における基本方針は、女性支援法の基本理念に即したものであり、また、**各規定は基本方針を実現するために適した基準**となっており、従うべき基準・標準・参酌すべき基準ともに、**国同様の内容の規定**とする。
- ◎ 基準条例の主な規定内容

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 安全計画の策定等 (第6条) ▶ 施設長の資格要件 (第10条) ▶ 秘密保持等 (第12条) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 職員配置の基準 (第9条) ▶ 設備の基準 (第11条) ▶ 業務継続計画の策定等 (第16条)
---	--

4 今後のスケジュール

	12月	1月	2月	3月	
パブコメ 手続		パブコメ 実施	・ 上旬 パブコメ結果 公表		令和 6年 4月 1日 施行
市議会	・ 8日 文教委員会 (パブコメ実施)		・ 上旬 文教委員会 (パブコメ報告)	議案審査	